

公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ（第16回）

2023年11月29日（水）

次 第

- 自主規制規則の見直し提案を受けた「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の見直しについて

以 上

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」ご意見照会
(着地取引に係る期間制限の見直しに係る検討について)

2023年11月29日

【照会事項】

1. 【第15回会合におけるご議論の概要】を踏まえ、事務局としては引き続き見直しの検討を行うことを考えておりますが、その場合の方向性について、以下の①～④にご回答ください。

- ① 期間制限を見直す場合に、無制限に延長することは難しいのではないかとのご意見がありましたが、以下の②～④のように一定の限定を付すことを前提に期間制限を延長する場合、その適切と考えられる期間について理由とともにご回答ください。

(サマリー)

- ・一定の限定を付すことを前提に期間制限を延長することへの賛成意見が多数寄せられた。
- ・現在の取引ニーズに合わせ、期間制限を3年に変更するのが望ましいとの意見が多数寄せられた。
- ・一方、リスク管理の観点から期間制限の緩和は行うべきではないとの意見や個社のリスク管理状況に照らし合わせ、顧客毎に基本契約書において許容する期間年限を明確化するのが良いという意見も寄せられた。

社名	回答
P社	<u>変動証拠金の担保契約で決済リスク等がカバーされる場合、期間制限の撤廃でもよいと考えております。</u>
M社	<u>無制限に延長するというのは、ルール上不適切ではないか</u> と思います。会合の中でも話が出ていましたが、その時の <u>実態のニーズに合わせて延長とした方がよい</u> と思います。
A社	現在の実務のあり方に沿う形が適切であると考えため、 <u>一定程度の上限を設けることが適切</u> と考えます。
B社	期間延長に対する需要は特段ありませんが、 <u>期間延長するのであれば、1年でよい</u> と思います。
C社	<u>現在の取引ニーズに合わせ、期間制限を3年に変更することがよい</u> と考えております。ただし、将来において取引ニーズに合わせて変更できる余地は残したほうがよいと考えます。

F 社	<u>1～3年の期間での取引ニーズがあるということであれば、3年の期間制限に延長することが適切と考えられます。</u>
H 社	<u>3年が妥当と思料。会合内で申し上げた通り、弊行としては特段見直しニーズはないものの、市場環境の変化等鑑み制度見直しには反対するものではない。なお、<u>変更にあたり無期限ではなく上限を設定する考えには賛成。他社から寄せられている取引ニーズと沿う形で、3年の期限制限が妥当と思料。</u></u>
I 社	<u>一定期間(6か月等)を超える取引について担保を徴求する取引形態を前提にするのであれば、実質的には期間の制約はない。実務上は5年程度か投資家ニーズのある3年程度が現実的な取引期間</u>
E 社	<u>証拠金授受を行う場合は、リスク管理体制が進んだ昨今では、<u>各社の状況(リスク管理体制整備状況やリスクアペタイト等)に即して、協会員が顧客毎にと基本契約書改定の中で、許容する期間年限について明確化するのが良いと思料。ただし、協会としては、各社の足並みが大きく乱れないよう、管理体制整備状況の成熟度に関するガイドラインを整備し、成熟度に基づく許容される年限などを示すのが良いのではないか。</u></u>
D 社	<u>もし導入するのであれば、管理された枠組みの中で行われるべきであると考えますが、<u>着地取引の制度の中で期間の延長を考える必要性は無い</u>と考えます(回答欄④を参照してください)。</u>
J 社	<u>リーマンショック以降の金融規制強化の背景やアルケゴス事案において取引先リスク管理の重要性を再認識したことを踏まえると、期間制限の緩和は、これらの主旨に逆行しており、<u>金融機関個社及び金融システム全体のリスク管理の観点から、期間制限緩和は行うべきでない</u>と考えます。</u>
N 社	<u>制限期間の見直しは不要と考えているので特にコメントありません。</u>
O 社	<u>現在においては6か月という現行のルールに根拠が乏しいことは認識しておりますが、<u>当社には具体的な取引ニーズが生じていないため、現時点で具体的に適切な期間はお示しできません。</u></u>
G 社	特段の意見はございません。
K 社	銀行で着地取引のニーズが少ないため、特段の意見はござ

	いません。
L社	コメントなし

② ①のとおり期間制限を見直す場合に、見直しを行う着地取引に係る対象顧客は、適格機関投資家に限定してはどうかという意見がありましたが、この範囲について適切と考えるか、理由とともにご回答ください。

なお、他に適切な対象範囲がありましたら、その内容及び理由についてもご回答ください。

(サマリー)

- ・**決済リスクの増加を伴う制度変更であるため、見直しを行う着地取引に係る対象顧客は、適格機関投資家に限定することが望ましいとの賛成意見が多数寄せられた。**
- ・**一律に対象顧客の制限をすべきではなく、各社のリスクアペタイトを踏まえ判断すべきという意見も寄せられた。**

社名	回答
P社	適切と考えております
A社	取引ニーズがあり且つ未決済取引の管理やリスク管理体制が整備されている先として <u>適格機関投資家に限定することが妥当</u> と考えます。
B社	決済日までの期間が長期にわたるため価格変動に伴う時価との乖離がより大きくなります。長期にわたり信用リスクが発生するため <u>適格機関投資家に限定するのが良い</u> と思います。
C社	現行の規則通りに、 <u>適格機関投資家に限定</u> することで問題は無いかと考えております。
D社	もし導入するのであれば、 <u>対象顧客は適格機関投資家に限定すべき</u> と考えます。
K社	<u>適格機関投資家に限定することに、特段違和感はありません。</u>
M社	着地取引を延長するにあたり、対象商品の時価の管理、お互いの <u>与信管理等を考慮するならば適格機関投資家に限定しても良い</u> と思います。
O社	与信管理の観点から <u>適格機関投資家に限定する</u> という意見に問題はございません。
H社	適格機関投資家に限定する意見は賛成。現状着地取引の取引規模・金額は大きくない認識であるものの、 <u>決済リスク</u>

	<u>の増加を伴う制度変更であるため、一定の対象顧客の限定は必要と思料。</u>
E社	<u>適格機関投資家以外から相応のニーズがあるとは考えにくい一方、本件を通じて本邦投資家の自由な投資環境整備を協会として企図しているのであれば、協会規則として一律に投資家の制限をすべきではなく、各社のリスクアペタイトによって判断すべきものとするが、各社の足並みが大きく乱れないよう、ガイドラインの中で追加的な整備が必要な事項があれば列挙するなど、体制整備のサポートをするのが良いのではないかと考える。</u>
I社	<u>担保授受等の制度設計にあわせて、まずは対象（海外投資家含む）を絞って段階的に進めるのも有用かと思われる。</u> 現実的には“中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制”の対象となる顧客以外に実務的な対応は難しいと考える。
F社	<u>各社の判断に基づいて対象顧客を限定することは可能なので、制度として対象顧客の制限を設ける必要はないと考えられます。</u>
N社	制限期間の見直しは不要と考えているので特にコメントありません。
G社	特段の意見はございません。
J社	コメントなし
L社	コメントなし

③ ①のとおり期間制限を見直す場合に、見直しを行う着地取引に係る対象商品は、ニーズを踏まえ国債若しくは外国国債に限定してはどうかと考えますが、この範囲について適切と考えるか、理由とともにご回答ください。

なお、他に適切な対象範囲がありましたら、その内容及び理由についてもご回答ください。

(サマリー)

- ・見直しを行う着地取引に係る対象商品は、顧客ニーズを踏まえ、国債若しくは外国国債に限定することが適切との意見が寄せられた。
- ・外国国債の範囲については検討の余地があるとの意見や、政府保証債・地方債等も対象となりうるとの意見もあった。
- ・一方、取引の自由度をより確保するという観点から、対象商品は限定しない方が望ましいとの意見も寄せられた。

社名	回答
P 社	適切と考えております
A 社	商品特性から <u>国債若しくは外国国債に限定することが適切</u> と考えます。
B 社	特に相違はありません。
D 社	もし導入するのであれば、クレジットリスクあるいは流動性の低い銘柄は適切ではないと考え、 <u>国債若しくは外国国債に限定とする考え方は適切</u> と考えます。
H 社	<u>顧客ニーズ踏まえ、上記範囲は適切</u> と思料。
I 社	<u>顧客ニーズを踏まえると適切か</u> と思われる。
M 社	ニーズを踏まえて、 <u>国債若しくは外国国債に限定で適切だ</u> と思います。
O 社	<u>与信取引の観点から信用度が高い債券が対象になるのが望ましい</u> と考えられます。具体的なニーズがあるのかは不明ですが、 <u>信用度の観点から国債のみならず政府保証債、地方債等も対象となりうるのではない</u> でしょうか。 また <u>外国国債にはソブリンリスクの低いものから高いものまで多岐にわたり、これらをひとまとめにするかどうかは検討の余地がある</u> と考えます。
C 社	現時点において、 <u>取引ニーズは国債若しくは外国国債に限定</u> されておりますが、 <u>取引の自由度をより確保する</u> という観点からは、 <u>対象商品に関しては取引当事者間の合意に委ね、限定しない方が望ましい</u> のではないかと考えております。
E 社	<u>限定する必要ない</u> と思料。レポ市場が内外国債以外には、機能していないことから実質的に内外国債に限られる可能性が高いものの、元々規則 5 条の内外国債以外のニーズは少なく、少数のニーズも対応するとの理解であり、規則 5 条の商品群が改訂されていないもの、当該商品群の取引ニーズがあるとの協会判断と理解。 <u>自由な投資環境の整備の観点から少数ニーズも汲んでいく対応となれば、商品群を整理する必要もない一方、国債・外国債以外のニーズがこれまで全くなかったことから、この際整理したい、</u> という背景であれば、 <u>取引実績のない商品群は期間制限の見直しとは関係なく落としてしまうのが適切</u> と考える。
F 社	<u>こちら各社の判断に基づいて対象商品を限定することは可能なので、制度として対象商品の制限を設ける必要はな</u>

	いと考えられます。
N 社	制限期間の見直しは不要と考えているので特にコメントありません。
G 社	特段の意見はございません。
J 社	コメントなし
K 社	銀行で着地取引のニーズが少ないため、特段の意見はございません。
L 社	コメントなし

- ④ ①～③のとおり着地取引の期間制限を見直す場合に、当該見直しによって発生する決済リスク等をカバーするための措置が必要と考えられますが、会合ではこの方法について、ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いるとのご提案がありました。当該管理方法について適切と考えるか、理由とともにご回答ください。

なお、他の管理方法が適切と考えられる場合には、その内容及び理由についてもご回答ください。

(サマリー)

- ・決済リスク等をカバーするための措置として、ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いることが望ましいとの意見が多数寄せられた。
- ・着地取引を行わない金融機関においては、既存 ISDA マスター契約の巻き直しが必要になるといった煩雑な事務が発生しないよう検討をして欲しいとの意見が寄せられた。

社名	回答
P 社	適切と考えております
B 社	<u>ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いることについては信用リスク管理の観点から望ましいものと考えます。変動証拠金の担保契約で適切に管理できると考えられます。</u>
F 社	リスク管理の点から、 <u>ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約導入が望ましい</u> と考えられます。
H 社	<u>制度変更による負荷軽減の為、現行の ISDA マスター契約に則った形式での対応について適切と史料。</u>
O 社	ベースとなる措置として、幅広く活用されており、 <u>事務上の導入ハードルが低い同案が適切だ</u> と考えます。
M 社	<u>ご記載の通りの管理方法について適切だ</u> と思います。特に意見ありません。

C 社	上記の管理方法は適切と考えておりますが、 <u>取引の自由度をより確保するという観点からは、取引当事者間の合意に委ね、管理方法を限定しない方が望ましいのではないかと考えております。</u>
I 社	<u>一定期間を超える取引について、ISDA や MSFTA などのグローバルに標準化された基本契約を結ぶことで担保を授受することは、与信・決済リスク等をカバーするための措置として有効。現行の協会雛形においても担保の徴求を行えなくはないと考えるが、昨今の証拠金規制などの主旨を踏まえると、対応・検討が進んだものを参照するのが適切と考える。</u>
E 社	<u>昨今の与信リスク管理高度化の観点から、ISDA マスターに準拠した管理体制を敷く方が、金融機関の健全性向上に大きく貢献すると思料するが、ISDA Master における Bond Forward 取引との違いや、店頭デリバティブ規制への該否などは、整理していく必要がある。</u> <u>他方で、当初の提案である 6 か月超の長期フォワードが現物決済にも関わらず、店頭デリバ取引となり証拠金規制が適用される現状の懸念（証拠金等の負荷・コストの発生、規制外の海外業者との取引・プライス影響）と相反することとなり、この点についても整理が必要である。</u>
D 社	<u>もし導入するのであれば、ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いる事が適切と考えとおり、その場合は従来通り有価証券店頭デリバティブの先渡取引となり、着地取引の制度に基づく取引では無いと考えております。</u>
N 社	<u>グローバルな証拠金規制導入の流れに逆行しているように思えるため、ある程度の見直しニーズがないのであれば敢えて見直すこと自体が不要ではないかと考えている。</u>
K 社	<u>銀行で着地取引のニーズが少ないため、特段の意見はございませんが、債券売買の着地取引を ISDA マスター契約下で行えるようにするために、着地取引を行わない金融機関においても既存 ISDA マスター契約の巻き直しが必要になるという様な、煩雑な事務が発生しないよう、配慮いただきたい。</u>
A 社	当該契約等の詳細について認識していないため回答は控えさせていただきます。

G社	特段の意見はございません。
J社	コメントなし
L社	コメントなし

⑤ ④のとおり ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いる場合に、検討すべき論点や各社での実務運用に関する懸念事項等がありましたら、ご回答ください。(例えば分別管理や経理処理、付利の扱いといった点に関する検討は必要か、等。)

なお、契約書に係る制度変更を行う場合には、規則第3条(下記参考参照)の改正の可否についても検討いただくことが見込まれます。

(サマリー)

- ・ ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いる契約を既に行っているため、実務運用等に関する懸念事項等はなく、規則第3条の改正の必要は無いとの意見が寄せられた。
- ・ 担保管理を行うシステムの開発に伴う費用負担や雛形作成への負担が見込まれるとの意見が寄せられた。

社名	回答
C社	当社においては、 <u>ISDA マスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いる契約を既に行っていることから、実務運用等に関する懸念事項等はありません。また、規則第3条の改正の必要は無いと考えております。</u>
D社	<u>もし導入するのであれば、管理された枠組みの中で行われるべきであり、多角的なWGで審議されるべきと考えます。</u> 前項で回答したように、 <u>デリバティブ取引として扱うということであれば、着地取引の枠組み自体の必要性も審議すべきと考えます。</u>
E社	担保管理のシステムとの接続など、システム面での対応が必要となる可能性が高い一方、取引ニーズが限定的且つ将来的にも一気に増えることが想定できないことから、システム投資を回収に前向きになれない協会員も相応にしているのではないかと。 <u>ISDAのbond forwardと同じ位置づけとする場合に、店頭デリバティブ規制における体制整備(含む取引報告)も将来的に整えていく必要がある。</u> <u>着地取引における契約不履行は、取引者間同士の責によるケースしか想定されていない中、債券そのものがデフォル</u>

	<u>トとなった場合の責について、海外の例を参考にして整理する必要があるか検討が必要と考える。</u>
I 社	<u>ISDA マスター契約を参照する場合においても、着地取引に関する個別契約書を作成するにあたり、定義書が存在しないことを踏まえると雛形の作成にある程度の負担が見込まれる。</u> <u>業務面においても、担保管理を行うシステムへの約定・時価連携などの開発が必要となるため、費用の負担が懸念される。</u>
N 社	現在は見直しそのものに消極的なため運用上の懸念を社内で洗い出す状況には至っていないが、実際に見直されるといふ事になれば御協会での議論や決定事項を参考にして社内での検討を進めていく予定である。
A 社	コメントなし
B 社	特にありません。
F 社	特にございませぬ。
G 社	特段の意見はございませぬ。
H 社	現時点では特段の懸念事象なし。
J 社	コメントなし
K 社	特にございませぬ。
L 社	コメントなし
M 社	コメントなし
O 社	特にございませぬ。
P 社	特にございませぬ

2. その他、着地取引の期間制限見直しの検討にあたり、ご意見等ありましたらご回答ください。

(サマリー)

- ・着地取引の利用状況に即して、既存の取引の商品群や、取引可能な投資家区分の見直しも併せて検討すべきであるが、その際には制度改正に伴う費用対効果が見込めないことを考慮する必要があるとの意見が寄せられた。
- ・規則見直しに伴い、市場の価格形成において歪みが生じることが危惧されるとの意見が寄せられた。

社名	回答
C 社	政府が掲げる「資産運用立国」の実現に向けて、協会規則

	やガイダンス等がその妨げとならないよう、前広に諸規則の見直しを行っていくことが必要と考えております。
D 社	弊社グループ会社内では、着地取引に準ずる取引はデリバティブ取引として取り扱いがされているため、弊社として着地取引の期間制限の見直しにかかるニーズはほぼないというのが現状ですが、現状の着地取引の枠組みの中で新たな制度(例えばリスク管理のための着地取引に限定した証拠金制度等の導入)を構築する必要性がどれだけありうるのか、他社様の意見を拝聴したいと考えております。
E 社	<u>着地取引の期間制限見直しにあたっては、着地取引の利用状況に即して、既存の取引の商品群や、取引可能な投資家区分の見直しも併せて検討すべきだと思料する。</u> 一方で、 <u>当該見直しに係る要望は非常に限定的であり、各社システム改修にまで発展する場合はそれに伴う費用対効果が見込めないことを考慮した上で制度改正が必要であるか検討すべき。</u>
J 社	現行制度下では6ヶ月超の取引を店頭デリバティブ取引とすることで、各社の足並みが揃っていると認識しており、 <u>今次提案の規制見直しに伴って、市場の価格形成において歪みが生じることが危惧されます。</u>
A 社	コメントなし
B 社	特にありません。
G 社	特段の意見はございません。
H 社	コメントなし
I 社	特になし
K 社	特にございません。
L 社	コメントなし
M 社	コメントなし
N 社	コメントなし
O 社	特にございません。
P 社	特にございません

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association



どうし
10/4は
証券投資の日

自主規制規則の見直し提案を受けた 「債券等の着地取引の取扱いに関する 規則」の見直しについて

2023年11月29日

日本証券業協会 公社債・金融商品部

1. 意見照会結果の概要



前回会合後に実施した着地取引規制の見直しに関する意見照会の結果は概要以下のとおりであった。

【期間制限の見直しについて】

- ◆ 一定の限定を付すことを前提に、現在の取引ニーズに合わせて期間制限を3年に延長することが望ましいとの意見が一定数寄せられた。
- ◆ 一方、リスク管理の観点から、期間制限の緩和を行う必要はないとの意見もあった。

【見直しを行う着地取引に係る対象顧客及び対象商品について】

- ◆ 対象顧客は、適格機関投資家に限定することが望ましいとの意見が多数寄せられた。
- ◆ 顧客ニーズを踏まえ、対象商品は国債若しくは外国国債に限定することが適切との意見が寄せられた。信用度の観点から外国国債の範囲については検討の余地があるとの意見や、政府保証債・地方債等も対象となりうるとの意見もあった。

【決済リスク等をカバーするための措置について】

- ◆ ISDAマスター契約及び付随する変動証拠金の担保契約を用いることが望ましいとの意見が多数寄せられた。
- ◆ 着地取引を行わない金融機関について、既存のISDAマスター契約やシステムへの影響を懸念する意見もあった。

2. 意見照会結果を踏まえた見直しの方向性等について

基本的な考え方

- 投資家のリスクヘッジ手段の多様化という観点から、具体的ニーズに応えた範囲での緩和としてはどうか。
- 取引期間の延長に伴う決済リスクの増加を適切に管理する必要があること、協会員各社の足並みが大きく乱れないよう一定の目線合わせを行うべきであること等の慎重な意見も寄せられていることから、緩和には一定の条件を設けることとし、実効性確保の観点から範囲や要件を規則において明確化することとしてはどうか。

規制緩和の内容（案）

- 規則第7条（取引期間に係る規定）を改正し、以下の①～③の要件をすべて満たす場合に、着地取引に係る期間の制限を3年に延長できる例外規定（ただし書き）を設けることとしてはどうか。

① 対象顧客

- 適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する者）としてはどうか。

② 対象商品

- 国債（規則第5条第1項第1号に掲げるもの）及び外国国債としてはどうか。
- 外国国債については、ソブリンリスクは一様ではないことから一定の制限を設けるべきと考えるがどうか。例えば、以下のとおり経済協力開発機構（OECD）加盟国の国債に限定してはどうか。

【規定案】 経済協力開発機構の我が国以外の加盟国の発行する債券で規則第5条第1項第1号の性質を有するもの

- 整合性の観点から、政府保証債（特別の法律により法人の発行する債券であって、政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの）及び地方債（規則第5条第1項第2号に掲げるもの）を対象とすべきか。

2. 意見照会結果を踏まえた見直しの方向性等について

規制緩和の内容（案）

③ リスク管理

- 期間の制限を緩和するための適切なリスク管理を求めることとする。具体的には、店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の管理と同様の方法により担保の管理を行うことを想定し、以下のとおり規定してはどうか。

【規定案】 金商業等府令第123条第1項第21号の10に掲げる措置に準じて、適切なリスク管理を行うこと

- 上記の規定を行った場合、ISDAマスター契約及びCSA契約を用いて着地取引のリスク管理を行うことが考えられるが、規則において、契約書の指定までは不要と考えるがどうか。
 - ✓ 着地取引のリスク管理に当該契約書を用いる場合には、規則第3条（売買契約の締結に係る規定）を満たす内容であるかどうかを各協会員において確認のうえ利用することとなる。
 - ✓ 以上の整理であれば、規則第3条による参考様式（基本契約書等）の大幅な改訂は不要と考えるが、第7条に対応する注記を参考様式内に追加することは考えられるか。

【記載案】 （注）規則第7条ただし書きに基づき約定日から受渡日までの期間が6ヵ月を超える着地取引を行う場合、担保の取扱いについても契約（別の契約書による契約を含む。）するものとする。

※ 本見直しにおいて、着地取引が債券の現物取引であるとの整理を変更するものではない。

- 規則第7条の例外として規制緩和を行った場合に、緩和の対象となる取引を行わない協会員においては、実務への影響（既に締結しているISDAマスター契約等への影響を含む）はありうるか。

債券等の着地取引の取扱いに関する規則（抜粋）

（売買契約の締結）

- 第 3 条 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書」（以下「個別取引契約書」という。）を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。
- 2 協会員は、着地取引につき、あらかじめ顧客との間において「債券等の着地取引に関する基本契約書」（以下「基本契約書」という。）及び「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」（以下「合意書」という。）を取り交わした場合には、「着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」（以下「個別取引明細書」という。）の交付をもって、前項に定める個別取引契約書による売買契約の締結に代えることができる。
- 3 前 2 項にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。
- 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - イ 特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）であること。
 - 金商法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業を行う協会員との間で、同法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約を締結していること。
 - 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。
 - 3 協会員が顧客からの着地取引の内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること。

債券等の着地取引の取扱いに関する規則（抜粋・続き）

- 4 第1項に定める個別取引契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 売付け又は買付けの別
 - 2 顧客名
 - 3 約定月日
 - 4 対象銘柄（当該銘柄を特定できる事項を記載する。）
 - 5 額面金額
 - 6 約定単価、約定金額、経過利子及び受渡金額。ただし、約定単価及び経過利子のうち、売買対象有価証券がその性質上予定しない項目については、記載を要しないものとする。
 - 7 受渡日
 - 8 契約不履行が生じた場合の措置
- 5 第2項に定める基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 個別の着地取引契約の締結の方法
 - 2 権利移転の時期
 - 3 契約不履行が生じた場合の措置
- 6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で第4項各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。
- 7 協会員は、債券の売買若しくは売買の媒介を行うことを目的として設立された協会員を取引相手方とする取引については、第1項に定める契約書の作成を省略することができる。

（期間）

- 第7条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡日までの期間が6か月を超えないものとする。

金融商品取引業等に関する内閣府令（抜粋）

金融商品取引業等に関する内閣府令（抜粋）

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

二十一の十 非清算店頭デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。第十三項第一号八（1）において同じ。）若しくは外国金融商品取引清算機関が当該店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は令第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するもの以外のものをいう。以下この号及び次号、第九項、第十一項並びに第十三項において同じ。）に係る変動証拠金（非清算店頭デリバティブ取引の時価の変動に応じて、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金をいう。以下この号及び次号、第十項並びに第十一項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価（変動証拠金が第十項に規定する資産をもって充てられる場合には、第十一項に規定する方法により算出される当該資産に係る代用価格をいう。以下イにおいて同じ。）の合計額又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

ロ イの規定により算出される額に基づき金融庁長官が定める方法により算出した額が、変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額（次号ロに規定する当初証拠金の預託等を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額と合計して七千万円以下の額に限る。）を上回る時は、直ちに、当該相手方に対して当該算出した額に相当する変動証拠金の預託等を求め、又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の返還を求めること。

ハ ロの規定により変動証拠金の預託等又は返還を求めた後、遅滞なく、当該変動証拠金（当該変動証拠金の額と当該変動証拠金に相当する額として当該相手方が算出した額に差異がある場合にあっては、当事者があらかじめ約した方法により算出した額に相当する変動証拠金）の預託等又は返還を受けること。

ニ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方がイからハまでに掲げる行為又はこれらに類する行為（ホの規定に基づき当該行為が行われる場合を含む。）に基づき行う変動証拠金の預託等又は返還に係る求めに応じること。

ホ 信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからニまでに掲げる行為を行うこと。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抜粋）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抜粋）

IV-2-4 取引先リスク管理態勢

（4）非清算店頭デリバティブ取引

①変動証拠金

金融商品取引業者（金商業等府令第123条第12項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、金商業等府令第123条第1項第21号の10その他関連する規定並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」（平成27年3月）を踏まえ、例えば以下の点に留意し、変動証拠金の適切な管理に係る態勢整備に努めているか。

イ. 取引の相手方との変動証拠金に係る適切な契約書（例えば、ISDAマスター契約及びCSA契約）の締結

ロ. 金商業等府令第123条第11項第1号において、変動証拠金が金銭をもって充てられる場合については、為替リスクに係るヘアカットを適用しない旨規定されているところ、変動証拠金を主要な通貨（日本円、米国ドル、ユーロ等）以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれあらかじめ定めた一の通貨と異なる場合における一定の為替リスクの考慮

金商業等府令第123条第12項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の金融商品取引業者は、取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール（証拠金の随時請求）に対応した変動証拠金の授受を行うための態勢整備に努めているか。